

山梨県公報

号外第九号

令和六年

三月二十九日

金 曜 日

目 次

条 例

- 山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例……………五
- 山梨県部等設置条例の一部を改正する条例……………九
- 山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例……………九
- 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………九
- 山梨県住民基本台帳法施行条例及び山梨県個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例……………一
- 山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例……………二
- 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例……………三
- 山梨県消防法関係手数料条例及び山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例……………四
- 山梨県県税条例及び山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県障害者幸住条例の一部を改正する条例……………五
- 山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例……………六
- 山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例……………二一
- 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例を廃止する条例……………二一
- 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………二一
- 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例……………二二

条例のあらまし

- 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………三四
- 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………四一
- 山梨県副知事の定数条例の一部を改正する条例……………六一
- 山梨県地域における介護及び医療の提供体制の確保に関する条例……………六一
- 山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例……………六二

○山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例(条例第八号)(スポーツ振興課)

- 1 この条例は、パラスポーツに取り組む機会と場を提供することにより、障害者の生きがいの創出及び社会参加の促進を図り、あわせてパラスポーツに対する県民の理解を促進し、もって共生社会の実現に資することとした。
- 2 施設の名称及び位置を定めることとした。
- 3 指定管理者による管理を行い、その業務の範囲を定めることとした。
- 4 センターの休館日を定めることとした。
- 5 利用料金の限度額を定めることとした。
- 6 この条例の施行の日前においても、指定管理者の指定を行うことができることとした。
- 7 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、6については、公布の日から施行することとした。

○山梨県部等設置条例の一部を改正する条例(条例第九号)(行政経営管理課)

- 1 多様な主体の社会参画及び活躍の推進に向けた組織体制の強化を図るため、多様性社会・人材活躍推進局を設置することとした。
 - 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- 山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例(条例第十号)(子ども福祉課)

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律により設置される女性相談支援センターの名称、位置等を定める。

(二) 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正
母子生活支援施設の連携先として、婦人相談所から女性相談支援センターに改めるとともに、児童家庭支援センターの連絡調整先として婦人相談員から女性相談支援員に改める。

2 山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十五号）は、廃止することとした。

3 この条例は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行することとした。

○ 山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（市町村課）

1 知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとする事務を拡大等するため、次の改正を行うこととした。

(一) 新たに市町村が処理することとする事務を次のとおり追加する。

(1) 建築基準法施行令に基づく事務

(2) 山梨県生活環境の保全に関する条例に基づく事務

(3) 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例に基づく事務

(二) 認可外保育施設の開設届出の受理等に関する事務につき処理する市町村を拡大する（富士河口湖町・丹波山村）。

(三) 市町村に移譲している事務を次のとおり見直す。

(1) 届出等の受理に係る事務のオンライン化による移譲事務の一部廃止（保健師、助産師、看護師及び准看護師の氏名等の届出の受理ほか十事務）

(2) 利便性向上のための事務権限の見直しによる移譲事務の一部廃止（指定確認検査機関の確認を受けた建築物に係る建築及び除却の届出の受理）

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)(3)については、同年七月一日から施行することとした。

○ 山梨県住民基本台帳法施行条例及び山梨県個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（市町村課）

1 住民基本台帳法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正

(1) 附票本人確認情報の開示請求において請求書に記載する事項等を定める。

(2) 都道府県に置くこととされている附票本人確認情報の保護に関する審議会は、山梨県個人情報保護審議会とする。

(3) 住民基本台帳法の一部改正による条項ずれのための規定の整理を行う。

(二) 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

(1) 山梨県個人情報保護審議会の審議事項に、附票本人確認情報の保護に関する事項を加える。

(2) 住民基本台帳法の一部改正による条項ずれのための規定の整理を行う。

2 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）の施行の日から施行することとした。ただし、1(一)(3)及び(二)(2)については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行することとした。

○ 山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（条例第十三号）（DX・情報政策推進統括官）

1 県民の利便性の向上を図るため、法律又は条例の規定に基づく試験や検査等の事務を行政庁以外の者に行わせている場合について、オンライン手続の対象とすることとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十四号）（DX・情報政策推進統括官）

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の利用範囲及び特定個人情報提供の制限について見直すとともに、個人番号利用事務を追加することとした。

2 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行することとした。

○ 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（条例第十五号）（人事課）

1 最近の社会情勢の変化に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境を整備するため、次の改正を行うこととした。

(一) 追加した休憩時間の延長

休憩時間の追加（最大一時間）のみでは必要な時間を確保できない場合に、必要な範囲内で当該休憩時間を延長できることとする。

(二) 学校行事参加休暇の対象となる子の範囲の拡大

学校行事参加休暇の対象となる子を十八歳に達する年度末までの子（現行は中学校修了前の子）とする。

(三) 男性職員の育児参加休暇の名称変更

特別休暇の名称を「男性職員の育児参加休暇」から「育児参加休暇」に改める。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県消防法関係手数料条例及び山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十六号）（消防保安課）

1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、次の改定を行うこととした。

(一) 山梨県消防法関係手数料条例の一部改正

休危険物取扱者試験手数料（甲種）等の額を改定する。

(二) 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正

高圧ガス製造許可申請手数料の額を改定する。

2 この条例は、令和六年五月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、同年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十七号）（労政人材育成課）

1 国の制度改正に鑑み、二十三歳未満の受検者を技能検定試験手数料の減免措置の対象者とする事とした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十八号）（生活安全企画課）

1 警備業法等の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 猟銃操作等技能講習手数料の額を改定する。

(二) 次の手数料を廃止する。

(1) 警備業認定証再交付手数料

(2) 警備業認定書換え手数料

(3) 自動車運転代行業認定証再交付手数料

(4) 自動車運転代行業認定証書換え手数料

(5) 探偵業開始届出証明書交付手数料

(6) 探偵業届出事項変更届出証明書交付手数料

(7) 探偵業開始又は届出事項変更届出証明書再交付手数料

(三) その他規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県税条例及び山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十九号）（税務課）

1 地方自治法施行令の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県県税条例の一部改正

県税に係る徴収金の収納を行う者について規定の整備を行う。

(二) 山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正

地方自治法施行令の一部改正に伴う条項すれのための規定の整理を行う。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県障害者幸住条例の一部を改正する条例**（条例第二十号）（障害福祉課）

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。

(一) 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

(二) 障害者差別地域相談員を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。

(三) 障害者差別解消の取組に関する情報の収集、整理及び提供について、必要な規定を整備する。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例**（条例第二十一号）（医務課）

1 県内における医師の確保の一層の促進を図るため、診療科が指定された地域枠入学者についての医師修学資金の返還免除の要件について、県内の特定公立病院等において一定の期間従事する医師の業務を、知事が定める診療科に係るものに限定することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ **山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）（健康増進課）

1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

(一) 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、県精神保健福祉センターの業務内容を相談及び援助に改める。

(二) 山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴う条項すれのための規定の整理を行う。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十三号）（大気水質保全課）

- 1 水質汚濁防止法施行令等の一部改正に鑑み、大腸菌に係る排水基準について、ふん便汚染の指標を大腸菌数に改めるとともに、基準値を見直すこととした。
- 2 この条例は、令和七年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県産業技術センター諸収入条例の一部改正する条例（条例第二十四号）（スタートアップ・経営支援課）

- 1 新たに導入した機器に係る使用料及び手数料の額を定めるとともに、廃棄する機器に係る使用料及び手数料の項目を削る等所要の改正を行うこととした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（条例第二十五号）（建築住宅課）

- 1 建築基準法の一部改正に鑑み、建築物の敷地と道路との関係の大規模の修繕等認定申請手数料及び道路内における大規模の修繕等認定申請手数料を定めることとした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例を廃止する条例（条例第二十六号）（健康長寿推進課）

- 1 介護保険法の一部改正に伴い、山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を廃止することとした。
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二十七号）（障害福祉課）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 次に掲げる条例において、利用者の将来的な自立を可能とする支援体制の整備に向けた改正を行う。
 - (2) 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例
 - (3) 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準等を定める条例
 - (4) 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する

る法律（令和四年法律第四百号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。

○ 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二十八号）（健康長寿推進課）

- 1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部改正に鑑み、次に掲げる条例において、施設の入所申込者等に対し電磁的方法により重要事項を提供する方法として磁気ディスク等の特定の記録媒体を指定している規定を、特定の記録媒体を指定しない抽象的な規定に改めることとした。
 - (一) 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例
 - (二) 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
 - (三) 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例
 - (四) 山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例
 - (五) 山梨県介護老人保健施設に関する基準等を定める条例
 - (六) 山梨県介護医療院に関する基準等を定める条例
 - (七) 山梨県無料定額宿泊所の設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

○ 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第二十九号）（障害福祉課）

- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 次に掲げる条例において、支援ニーズの高い児童への支援や家族支援の評価拡充、インクルージョンの取組みや保育所等訪問支援の評価拡充、障害児入所施設の家庭的な環境確保や移行支援の充実の変更等のための改正を行うこととした。
 - (2) 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例
 - (3) 山梨県児童福祉施設に関する基準等を定める条例
 - (4) 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例
- 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、1(二)については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四百号）による条項ずれのための規定の整理を行う。

○ 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（条例第三十号）（健康長寿推進課）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
 - (一) 次に掲げる条例において、事業者に対し感染症や災害への対応力の向上、医療と介護の連携の推進等を義務付けること等の改正を行う。
 - (1) 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例
 - (2) 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例
 - (3) 山梨県軽費老人ホームに関する基準等を定める条例
 - (4) 山梨県養護老人ホームに関する基準等を定める条例
 - (5) 山梨県特別養護老人ホームに関する基準等を定める条例
 - (6) 山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例
 - (7) 山梨県介護老人保健施設に関する基準等を定める条例
 - (8) 山梨県介護医療院に関する基準等を定める条例
 - (二) (4)から(5)までを除く。(一)に掲げる条例において、書面で掲示することとして、重要な事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表するよう義務付ける。
 - 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、1(一)及び(2)のうち、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び通所リハビリテーションの基準については同年六月一日から、1(二)については令和七年四月一日から施行することとした。
- **山梨県副知事の定数条例の一部を改正する条例**（条例第三十一号）（人事課）
- 1 自然災害等に対する組織の危機管理体制を強化するとともに、各種施策を積極的かつ迅速に推進するため、副知事の定数を一人増員することとした。
 - 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。
- **山梨県地域における介護及び医療の提供体制の確保に関する条例**（条例第三十二号）（健康長寿推進課）
- 1 この条例は、本県の地域における介護及び医療の提供体制を確保し、良好な介護及び医療の提供体制の下での県民生活の向上を推進するための基本理念を定め、並びに県、介護事業者及び医療機関等が果たすべき責務並びに県民の役割について定めることにより、県民が住み慣れた地域で安心して暮らすための基盤である介護及び医療を受けることができる体制を確保することを目的とするものとした。
 - 2 県民の生活は、県民自らが健康の維持増進に努めつつ、自らの意思決定に基づき、介護及び医療を適切に受けることができるものでなくてはならないこととした。
 - 3 県は、市町村と連携して、良質かつ適切な介護及び医療の提供体制を確保するための施策を推進する責務を有することとした。
 - 4 良質かつ適切な介護及び医療を提供するための介護事業者及び医療機関等の責務を定めることとした。

- 5 自らの健康の維持増進と、適切な介護及び医療の利用に努めなければならない等の県民の役割を定めることとした。
 - 6 県は、介護事業者及び医療機関等と連携を図り、介護従事者等の確保及び資質の向上に努めることとした。
 - 7 県は、介護及び医療の提供を受ける者が介護事業者等の機能に応じ適切に利用できるよう、情報提供及び相談体制の充実強化に努めることとした。
 - 8 県は、地域における介護及び医療の提供体制の確保に関し、県民の理解の増進に努めることとした。
 - 9 この条例は、公布の日から施行することとした。
- **山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例**（条例第三十三号）（議会）
- 1 山梨県部等設置条例の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。
 - (一) 総務委員会の所管について、「男女共同参画・共生社会推進統括官」を「多様性社会・人材活躍推進局」に改め、「労働委員会に関する事項」を加える。
 - (二) 農政産業観光委員会の所管について、「産業労働部」を「産業政策部」に改め、「労働委員会に関する事項」を削る。
 - 2 この条例は、令和六年四月一日から施行することとした。

条 例

山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第八号

山梨県立やまなしパラスポーツセンター設置及び管理条例

（設置）

第一条 パラスポーツ（障害の有無にかかわらず取り組むことができるスポーツをいう。以下この条及び第四条において同じ。）に取り組む機会と場を提供することにより、障害者の生きがいの創出及び社会参加の促進を図り、あわせてパラスポーツに対する県民の理解を促進し、もって共生社会の実現に資するため、やまなしパラスポーツセンターを設置する。

（名称及び位置）

第二条 やまなしパラスポーツセンターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置

山梨県立やまなしパラスポーツセンター

甲府市

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に山梨県立やまなしパラスポーツセンター(以下「センター」という。)の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 パラスポーツに関する催し及び講座の実施に関する業務
- 四 パラスポーツに関する情報の収集及び提供に関する業務
- 五 パラスポーツに関する相談に関する業務
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。
 - 一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。
 - 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
 - 三 事業計画の内容が、センターの平等な利用を確保することができるものであること。
 - 四 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。
- (休館日)
- 第六条** センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が四月三十日から五月五日までの日である場合には、休館日としないものとする。
- 一 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(次号において「休日」という。))である場合を除く。)
 - 二 休日の翌日(この日が日曜日、土曜日又は休日である場合を除く。)

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(利用時間)

第七条 センターの利用時間は、午前九時から午後九時までとする。土曜日(四月一日から九月三十日までの間の日である場合に限る。)にあつては、午前九時から午後十時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第八条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 四 その利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

(承認の取消し)

第九条 指定管理者は、センターを利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十条 第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、センターを利用する者がその責に帰することができない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 センターの管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(知事による管理)

第十四条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要がある」と認めるときは」とする。

3 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合)にあっては、当該停止を命じた業務にセンターの利用の承認が含まれるときに限る。において、第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合(業務の一部の停止を命じたことによる場合)にあっては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみなす。

5 前項の場合における第十一条、第十二条及び別表の規定の適用については、第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料金」

とあるのは「使用料」とする。

6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十四条第四項の規定により既に納付した使用料金があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(警察本部長への情報提供依頼)

第十五条 知事は、次に掲げる場合においては、第八条第一項の承認(以下この条及び次条において「利用承認」という。)を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成二十二年山梨県条例第三十五号)第二条第三号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一 指定管理者又は知事が利用承認をしようとする場合

二 指定管理者又は知事が第九条の規定による利用承認の取消しをしようとする場合(知事への情報提供)

第十六条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により利用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 知事は、この条例の施行の日前においても、第三条及び第五条の規定の例により、センターの管理に関し、指定管理者を指定することができる。

別表(第十条、第十四条関係)

一 センターを利用する場合

イ 体育館を利用する場合

(1) 貸し切って利用する場合

利用の区分	一時間	午前		午後		一日		夜	
		午前九時 ～正午	正午～午 後六時	午後六時 ～午後九 時	午後九時 ～午後六 時	午後六時 ～午後九 時	午後九時 ～午後六 時	午後六時 ～午後九 時	午後九時 ～午後六 時
一般及び大学生	午前九時から午後六時までの間 九一〇円	二、五三〇円	五、〇六〇円	六、六〇〇円	三、一九〇円	二、五三〇円	五、〇六〇円	六、六〇〇円	三、一九〇円
高校生以下	午前九時から午後六時までの間 四五〇円 午後六時から午後九時までの間 五五〇円	一、二一〇円	二、五三〇円	三、三〇〇円	一、五四〇円	一、二一〇円	二、五三〇円	三、三〇〇円	一、五四〇円

備考

- 1 利用時間がこの表の区分による時間を経過する場合の超過時間に対する利用料金の限度額は、一日の金額を時間割により算定した額とする。この場合において、その超過時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算定する。
 - 2 利用料金の限度額に一〇円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
 - 3 体育館の総面積の二分の一未満の面積を利用する場合にあつては、それぞれの額の二分の一に相当する額とする。
 - 4 冷暖房を利用する場合にあつては、それぞれの額に一時間当たり一、一三〇円を加算する。
- (2) (1)に掲げる場合以外の場合

利用の区分	単位	金額
一般及び大学生	一人半日	二八〇円
高校生	一人半日	一四〇円
中学生以下	一人半日	六〇円

備考

- 1 半日とは、午前九時から正午まで、正午から午後六時まで又は午後六時から午後九時までをいう。
 - 2 冷暖房を利用する場合にあつては、それぞれの額に一時間当たり一、一三〇円を加算する。
- ロ 多目的室を利用する場合

単位	金額
一時間	四一〇円

二 設備又は器具を利用する場合

設備又は器具の名称	単位	金額
椅子	一脚一回	六〇円
バドミントン用器具	一コート一式半日	一三〇円
バレーボール用器具	一コート一式半日	三四〇円
卓球用器具	一台一式半日	一三〇円
バスケットボール用器具	一コート一式半日	三四〇円
シャワー	一人一回	一三〇円

備考 半日とは、午前九時から正午まで、正午から午後六時まで又は午後六時から午後九時までをいう。

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第九号

山梨県部等設置条例の一部を改正する条例

山梨県部等設置条例（昭和二十八年山梨県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「局、」を「局及び」に改め、「及び男女共同参画・共生社会推進統括官」を削り、同条第二項中「局、」を「局及び」に改め、「及び男女共同参画・共生社会推進統括官」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 多様性社会・人材活躍推進局

(一) 男女共同参画及び共生社会に関する事項

(二) 労働に関する事項

第一条第二項第十三号を次のように改める。

十三 産業政策部

産業の振興に関する事項

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(山梨県中小企業調停審議会条例の一部改正)

2 山梨県中小企業調停審議会条例（昭和三十四年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「産業労働部」を「産業政策部」に改める。

山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十号

山梨県行政機関等の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例

(山梨県行政機関等の設置に関する条例の一部改正)

第一条 山梨県行政機関等の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(女性相談支援センター)

第五条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）

第九条第一項の規定により設置する女性相談支援センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
山梨県女性相談支援センター	甲府市	県下全域

(山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

第四十一条第二項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

(山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例の廃止)

第三条 山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十五号）は、廃止する。

附則

この条例は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十一号

山梨県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山梨県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年山梨県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「小菅村」を「富士河口湖町 小菅村 丹波山村」に改め、同表五の四の項口中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律

(平成十四年法律第五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法又は山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(以下「**電子的方法**」という。)により行われる届出に係るものを除く。)を加え、同表五の五の項中「**受理**」の下に「(電子的方法により行われる届出に係るものを除く。)」を加え、同表五の六の項ヨ及びタ中「**第一条**」を「**第一条の五**」に改め、同表八の項中「**九の項**」を「**次項**」に、「において「**政令**」を「及び次項において「**政令**」に改め、同項ホ中「**受理**」の下に「(法第六条の二第一項の規定による確認を受けた建築物の建築及び除却の届出に係るもの並びに電子的方法により行われる届出に係るものを除く。)」を加え、同項ワ及びカ中「**受理**」の下に「(電子的方法により行われる申請に係るものを除く。)」を加え、同項フ中「**受理**」の下に「(電子的方法により行われる届出に係るものを除く。)」を加え、同表九の項中「**法に**」を「**法及び政令に**」に改め、同項に次のように加える。

エ 政令第三百二十七条の第十二第六項の規定による大規模の修繕等の認定の申請の受理

ヒ 政令第三百二十七条の第十二第七項の規定による大規模の修繕等の認定の申請の受理

第二条の表十の七の項中「**受理**」の下に「(電子的方法により行われる届出に係るものを除く。)」を加え、同表二十二の項中「**もの**」の下に「(電子的方法により行われる届出又は通知に係るものを除く。)」を加え、同表二十三の七の項中「**第二十三の九の項**」を「**二十三の九の項**」に改め、「**受理**」の下に「(電子的方法により行われる届出に係るものを除く。)」を加え、同表二十六の項中「**二十七の項**」を「**次項**」に改め、同項ワ及びカ中「**口及びリ**」により受理したもの」を「**からヲ**」に改め、同表二十七の項中「**指定工場及び特定施設に係る**」を削り、「**徴収**」の下に「(イからナまでに係るものに限る。)」を加え、同項ノ中「**指定工場及び特定施設に係る**」を削り、「**立入検査**」の下に「(イからナまでに係るものに限る。)」を加え、同表中三十四の項を三十五の項とし、三十三の項を三十四の項とし、三十二の項を三十三の項とし、三十一の項の次に次のように加える。

三十二 山梨県再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例(令和五年山梨県条例第三十五号。以下この項において「**条例**」という。)及び条例の施行のための規則(以下こ

甲府市

- の項において「**規則**」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの
- イ 条例第八条第一項及び規則の規定による特定処理物の保管に係る届出の受理
- ロ 条例第九条第一項及び規則の規定による特定処理物の保管に係る変更の届出の受理
- ハ 条例第九条第二項及び規則の規定による特定処理物の保管に係る氏名等の変更の届出の受理
- ニ 条例第九条第三項及び規則の規定による特定処理物の保管に係る廃止の届出の受理
- ホ 条例第十二条第一項及び規則の規定による特定収集物の保管等に係る事業場の届出の受理
- ヘ 条例第十三条第一項及び規則の規定による特定収集物の保管等に係る事業場の変更の届出の受理
- ト 条例第十三条第二項及び規則の規定による特定収集物の保管等に係る氏名等の変更の届出の受理
- チ 条例第十三条第三項及び規則の規定による特定収集物の保管等に係る事業場の廃止の届出の受理
- リ 条例第十六条第一項及び規則の規定による産業廃棄物の保管に係る届出の受理
- ヌ 条例第十七条第一項及び規則の規定による産業廃棄物の保管に係る変更の届出の受理
- ル 条例第十七条第二項及び規則の規定による産業廃棄物の保管に係る氏名等の変更の届出の受理
- ヲ 条例第十七条第三項及び規則の規定による産業廃棄物の保管に係る廃止の届出の受理
- ワ 条例第十九条の規定による再生資源物等の保管等に係る報告の徴収
- カ 条例第二十条第一項の規定による再生資源物等の保管等に係る立入検査
- ヨ 条例第二十一条第一項の規定による特定処理物保管者に対する改善及び搬入の停止の命令
- タ 条例第二十一条第二項の規定による特定収集物保管等事業者に対する改善及び搬入の停止の命令
- レ 条例第二十二条第一項の規定による特定処理物保管者に対する措

置及び搬入の停止の命令
ソ 条例第二十二條第二項の規定による特定収集物保管等事業者に対する措置及び搬入の停止の命令

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の表三十四の項を三十五の項とし、三十三の項を三十四の項とし、三十二の項を三十三の項とし、三十一の項の次に三十二の項を加える改正規定は、同年七月一日から施行する。
(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の山梨県の事務処理の特例に関する条例(以下「新条例」という。)第二条の表一の項、二十六の項及び二十七の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に当該法令、条例若しくは規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては新条例第二条の表一の項、二十六の項及び二十七の項の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における当該法令、条例若しくは規則の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

山梨県住民基本台帳法施行条例及び山梨県個人情報保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十二号

山梨県住民基本台帳法施行条例及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

(山梨県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第一条 山梨県住民基本台帳法施行条例(平成十四年山梨県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(附票本人確認情報に関する準用)

第九条 第五条から前条までの規定は、法第三十条の四十四の十二において法第四章の二第四節の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第五条か

ら前条までの規定中「本人確認情報」とあるのは、「附票本人確認情報」と読み替えるものとする。

第二条 山梨県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

第九条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

(山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第三条 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年山梨県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「第三十条の四十四第二項」の下に「(同法第三十条の四十四の十二の規定により準用する場合を含む。)」を加える。

第四条 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第十六号)の施行の日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和五年法律第四十八号)の施行の日から施行する。

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十三号

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山梨県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第五項」を「次条第五項」に改め、同条第二号に次のように加える。

ホ 県又はイに掲げる機関が法律又は条例の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律又は条例に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者

へ ハからホまでに掲げる者（ホに掲げる者については、当該者が法人である場合に
に限る。）の長

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十四号

山梨県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県個人番号の利用等に関する条例（平成二十七年山梨県条例第四十号）の一部を
次のように改正する。

第二条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加え
る。

四 個人番号利用事務 法第二条第十項に規定する個人番号利用事務をいう。

第二条に次の二号を加える。

七 特定個人番号利用事務 法第十九条第八号に規定する特定個人番号利用事務をい
う。

八 利用特定個人情報 法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。

第四条第一項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に
改め、同条第三項中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」
に改め、「同表の第四欄に掲げる」を削り、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」
に改める。

別表第一の四の項中「及び七の項」の下に「並びに次表の二の項口及び六の項ウ」を
加え、「次項から九の項まで」を「以下この表」に、「（次表）」を「（同表）」に改め
る。

別表第二の一の項特定個人情報の欄中「法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特
定個人情報」を「次に掲げる情報であって規則で定めるもの」に改め、同欄に次のよう
に加える。

イ 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助若しくは扶助金の支給、児
童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の
給付若しくは障害児入所給付費の支給又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十
九年法律第百二十九号）による資金の貸付けに関する情報
ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施又は就労自立給付

金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（二の項イ及び四の項イ並びに次表の
三の項イにおいて「生活保護関係情報」という。）

ハ 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第百三十八号）による児童扶養手当の支給に
関する情報

ニ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する
法律（昭和三十九年法律第百三十四号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手
当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十
七条第一項の福祉手当の支給に関する情報

ホ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情
報

へ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する
法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報

ト 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による永住帰国旅費、自立
支度金、一時金又は一時帰国旅費の支給に関する情報

チ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金（六の項イにおいて

「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報

リ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による手当
等の支給に関する情報

ヌ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第
百二十三号）による自立支援給付の支給に関する情報

ル 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）による特定
医療費の支給に関する情報

別表第二の二の項特定個人情報の欄中「法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特
定個人情報」を「次に掲げる情報であって規則で定めるもの」に改め、同欄に次のよう
に加える。

イ 生活保護関係情報
ロ 就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報（以下この表並びに次表の二の
項及び三の項口において「就学支援金関係情報」という。）

別表第二の三の項中「法別表第二の百十二の項の第四欄に掲げる特定個人情報」を
「就学支援金関係情報であって規則で定めるもの」に改め、同表四の項特定個人情報の
欄中「法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報」を「次に掲げる情報で
あって規則で定めるもの」に改め、同欄に次のように加える。

イ 生活保護関係情報

ロ 就学支援金関係情報

別表第二の五の項中「法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報」を「就学支援金関係情報であって規則で定めるもの」に改め、同表六の項事務の欄中「法別表第二の第二欄に掲げる事務（当該事務の区分に対応する同表の第四欄に掲げる特定個人情報に生活保護関係情報（同表の九の項に規定する生活保護関係情報をいう。）を含むものに限る。）」を「次に掲げる事務であって規則で定めるもの」に改め、同欄に次のように加える。

イ 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務

ロ 児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務

ハ 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務

ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による費用の徴収に関する事務

ホ 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務

ヘ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務

ト 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）による公営住宅の管理に関する事務

チ 住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務

リ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務

ヌ 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務

ル 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務

ヲ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務

ワ 就学支援金法による就学支援金の支給に関する事務（次項及び八の項において「就学支援金支給事務」という。）

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務

別表第二の七の項及び八の項中「法別表第二の百十三の項の第二欄に掲げる事務」を「就学支援金支給事務であって規則で定めるもの」に改める。

別表第三の一の項特定個人情報の欄中「法別表第二の二十六の項の第四欄に掲げる特定個人情報」を「次に掲げる情報であって規則で定めるもの」に改め、同欄に次のように加える。

イ 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報

ロ 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報

別表第三の二の項中「法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報」を「就学支援金関係情報であって規則で定めるもの」に改め、同表三の項特定個人情報の欄中「法別表第二の百十三の項の第四欄に掲げる特定個人情報」を「次に掲げる情報であって規則で定めるもの」に改め、同欄に次のように加える。

イ 生活保護関係情報

ロ 就学支援金関係情報

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十五号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十八年山梨県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「二時間、三十分又は十五分」を「人事委員会規則で定める範囲内」に改める。

別表十四の項中「中学校修了前の」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同表十六の項中「男性職員の育児参加休暇」を「育児参加休暇」に改める。

（山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する条例（昭和二十九年山梨県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「一時間、四十五分、三十分又は十五分」を「人事委員会規則で定める範囲内」に改める。

別表十四の項中「中学校修了前の」を「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある」に改め、同表十六の項中「男性職員の育児参加休暇」を「育児参加休暇」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県消防法関係手数料条例及び山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十六号

山梨県消防法関係手数料条例及び山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部を改正する条例

(山梨県消防法関係手数料条例の一部改正)

第一条 山梨県消防法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第五号)の一部を次のように改正する。

別表九の項イ中「六千六百円」を「七千二百円」に改め、同項ロ中「四千六百円」を「五千三百円」に改め、同項ハ中「三千七百円」を「四千二百円」に改め、同表十の項中「四千七百円」を「五千三百円」に改め、同表十五の項イ中「五千七百円」を「六千六百円」に改め、同項ロ中「三千八百円」を「四千四百円」に改める。

(山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例の一部改正)

第二条 山梨県高圧ガス保安法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表一の項ロ中「次項」を「以下この項、次項」に、「金額」を「金額(当該移动式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百九十九号)第三十七条の四第一項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、六千円)」に改め、同表五の項中「(昭和四十二年法律第四百九十九号)」を削る。

附則

この条例は、令和六年五月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年四月一日から施行する。

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県条例第十七号

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表四の項イ中「ニ」を「ハ」に改め、同項ニ中「二級又は三級」を「三級」に、「二十五歳」を「二十三歳」に改め、同項中ニをへとし、同項ハ中「ニ」を「ホ及びヘ」に改め、同項中ハをニとし、その次に次のように加える。

ホ 三級の技能検定に係る実技試験を受けようとする在校生であつて、試験日の属する年度の四月一日において二十三歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者及びへに掲げる者を除く。) 一の検定職種につき七千六百円

別表四の項ロ中「二級又は三級」を「三級」に、「当該試験が行われる日(ニにおいて「試験日」という。)」を「試験日」に改め、「(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。ニにおいて同じ。)」を削り、「二十五歳」を「二十三歳」に、「ニに限る。ニ」を「であるものに限る。へ」に改め、「(昭和二十六年政令第三百十九号)」を削り、「ハ及びニ」を「ニからへまで」に改め、同項中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 三級の技能検定に係る実技試験を受けようとする者であつて、当該試験が行われる日(以下この項において「試験日」という。)の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。)の四月一日において二十三歳未満のもの(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びにハからへまでに掲げる者を除く。) 一の検定職種につき一万三千七百円

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十八号

山梨県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

山梨県警察関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条を削り、第十二条を第十一条とし、第十三条から第十五条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第五の六の項中「一万二千七百円」を「一万四千元」に改める。
 別表第十の二の項を削り、同表三の項中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同項を同表二の項とし、同表中四の項を削り、五の項を三の項とし、六の項から十八の項までを二項ずつ繰り上げる。

別表第十一を次のように改める。
別表第十一（第十条関係）

事務	手数料の名称	金額
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	一万二千元

別表第十二を削る。

附則
 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県県税条例及び山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十九号

山梨県県税条例及び山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県県税条例の一部改正）

第一条 山梨県県税条例（昭和三十六年山梨県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第二項」を「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一

項」に改める。

第十六条第四項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年山梨県条例第六号）の一部を次のように改正する。

本則第一号中「第七十三条第一項第一号」を「第七十三条の四第一項第一号」に改め、本則第二号中「第七十三条第一項第二号」を「第七十三条の四第一項第二号」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（徴収金の収納を行う者に関する経過措置）

第二条 徴収金の収納を行う者は、第一条の規定による改正後の山梨県県税条例第九条第二項に規定する者のほか、令和八年三月三十一日までの間は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりその収納の事務を行わせることとした者とする。

山梨県障害者幸住条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十号

山梨県障害者幸住条例の一部を改正する条例

山梨県障害者幸住条例（平成二十七年山梨県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十八条」に、「第三十八条」を「第三十九条」に改める。

第三十一条第二項中「するように努めなければ」を「しななければ」に改める。

第三十三条に次の一項を加える。

5 県は、障害者差別地域相談員の育成及び確保のため、情報の提供、研修その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三十八条を第三十九条とし、第四章第二節中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

（情報の収集、整理及び提供）

第三十七条 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域に

おける障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十一号

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の一部を改正する条例

山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例（平成十九年山梨県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「**おいて医師の業務**」の下に「（**知事が定める大学を卒業した場合にあつては、知事が定める診療科に係るものに限る。**）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山梨県医師修学資金及び医師研修資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に貸与の契約をする医師修学資金について適用し、同日前に貸与の契約をした医師修学資金については、なお従前の例による。

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十二号

山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

（山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例の一部改正）

第一条 山梨県立精神保健福祉センター設置及び管理条例（昭和四十六年山梨県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「**指導**」を「**援助**」に改め、同条第六号中「**第二十二條第二項**」の

下に「又は第五十一条の七第二項」を加え、「同条第一項」を「同法第二十二條第一項又は第五十一条の七第一項」に改め、同条第七号中「**第二十六條第一項**」の下に「又は第五十一条の十一」を加える。

（山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正）

第二条 山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成十八年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

「第三十八條の二第三項」を「第三十八條の二第二項」に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十三号

山梨県生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和五十年山梨県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

大腸菌数
〔単位1立方センチメートルにつき個〕

を

大腸菌数
〔単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位〕

に、「1,000」を「300」に改める。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十四号

山梨県産業技術センター諸収入条例の一部を改正する条例

山梨県産業技術センター諸収入条例（昭和六十一年山梨県条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一号イの表繊維に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款ガスクロマトグラフ質量分析計の項中「ガスクロマトグラフ質量分析計」を「ガスクロマトグラフ質量分析計(熱分解装置)」に、「七、八五〇円」を「八、七七〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

ガスクロマトグラフ質量分析計(ヘッドス ペース・オートサンプラー)	一時間	七、九九〇円
--------------------------------------	-----	--------

別表第一号イの表繊維に係る産業技術に関連するものの部加工機器の款自動ワインダーの項中「六〇円」を「五一〇円」に改め、同款のり付機の項及び高温高压汎用染色機の項を削り、同表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款原子吸光度計の項中「九四〇円」を「一、五八〇円」に改め、同款密度比重計の項の次に次のように加える。

自動注入器付き密度比重計	一時間	三八〇円
--------------	-----	------

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款味覚センサーの項の次に次のように加える。

味認識装置(測定用センサーを使用しない 場合に限る。)	一時間	四、八七〇円
味認識装置(測定用センサーを使用する場 合に限る。)	一時間	九、〇二〇円

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款マイクロプレートリーダーの項の次に次のように加える。

酒類用pHメーター	一時間	六〇円
亜硫酸分析装置	一時間	一四〇円

別表第一号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款超音波発生装置の項を削り、同部加工機器の款真空包装機の項中「五〇〇円」を「四二〇円」

に改め、同表研磨・宝飾に係る産業技術に関連するものの部試験・分析機器の款自記分光光度計の項中「自記分光光度計」を「紫外可視分光光度計」に、「一、三〇〇円」を「一、五五〇円」に改め、同表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部試験調整機器の款精密試料自動送り切断機の項の次に次のように加える。

湿式切断機	一時間	一、一一〇円
-------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部試験調整機器の款精密試料切断機の項中「一八〇円」を「一、〇三〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

精密自動試料切断機	一時間	一、四九〇円
-----------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部試験調整機器の款試料研磨機の項中「一七〇円」を「一、三三〇円」に改め、同款試料自動研磨機の項の次に次のように加える。

個別荷重型試料自動研磨機	一時間	一、四七〇円
--------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部材料試験機器の款精密万能材料試験機の項の次に次のように加える。

大型万能材料試験機	一時間	四、九一〇円
-----------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部材料試験機器の款疲労試験機(恒温環境試験に限る。)の項の次に次のように加える。

ひずみゲージアンプ	一時間	二四〇円
-----------	-----	------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部材料試験機器の款中金属顕微鏡の項及び電子顕微鏡の項を削り、電界放出型電子顕微鏡の項の次に次のように加える。

電子プローブマイクロアナライザ(エネルギー)	一時間	八、五五〇円
------------------------	-----	--------

ギード分散型分析)		
電子プローブマイクロアナライザ (波長分散型分析)	一時間	九、五二〇円
電子プローブマイクロアナライザ (軟エックス線分析)	一時間	一四、七六〇円
分析機能付き電子顕微鏡	一時間	二、五五〇円

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部設計支援機器の款三次元CADシステム(ミッドレンジ)の項及び同部加工機器の款彫削加工機の項を削り、同款小型レーザー加工機の項中「小型レーザー加工機」を「レーザー加工機」に、「一、〇七〇円」を「一、七一〇円」に改め、同部電気計測機器の款精密級ダブルブリッジの項の次に次のように加える。

インピーダンスアナライザ	一時間	一、九八〇円
--------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部電気計測機器の款ベクトルネットワークアナライザの項中「二、三五〇円」を「三、七九〇円」に改め、同款任意波形発生器の項を削り、同部EMC試験機器の款妨害波測定装置(3m法対応)の項の次に次のように加える。

EMIテストレシーバー高速測定器	一時間	一、二二六〇円
------------------	-----	---------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析機器の款蛍光エックス線分析装置の項中「蛍光エックス線分析装置」を「蛍光エックス線分析装置(RoHS分析測定機能付き)」に、「二、三一〇円」を「二、二七〇円」に改め、同款エネルギー分散型微小部エックス線分析装置の項を削り、波長分散型蛍光エックス線分析装置の項の次に次のように加える。

エネルギー分散型蛍光エックス線分析装置	一時間	一、三七〇円
---------------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析機

器の款エックス線光電子分光分析装置の項中「六、七六〇円」を「九、九六〇円」に改め、同款エックス線回折装置の項の次に次のように加える。

ポータブル型エックス線残留応力測定装置	一時間	三、二四〇円
---------------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析機器の款フーリエ変換赤外分光光度計の項の次に次のように加える。

イメージング分析機能付きフーリエ変換赤外分光光度計	一時間	四、六五〇円
---------------------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析機器の款赤外分光光度計の項中「赤外分光光度計」を「顕微鏡付き赤外分光光度計」に改め、同款炭素・硫黄分析装置の項の次に次のように加える。

イオンクロマトグラフ	一時間	二、六一〇円
------------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析機器の款pHメーターの項の次に次のように加える。

ドラフトチャンバー	一時間	一、四三〇円
-----------	-----	--------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部環境試験機器の款振動試験機(複合環境試験に限る。)の項の次に次のように加える。

騒音計	一時間	四〇〇円
-----	-----	------

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部環境試験機器の款恒温恒湿槽の項中「一件」を「一時間」に、「四、九〇〇円」を「二、五〇〇円」に改め、同部非破壊観察機器の款エックス線CT装置の項及び同部精密測定機器の款表面形状測定機の項を削り、同款非接触表面形状測定機の項中「非接触表面形状測定機」を「白色干渉方式表面形状測定機」に、「三、一九〇円」を「八、六九〇円」に改め、同款三次元座標測定機の項の次に次のように加える。

高精度三次元座標測定機

一時間

五、一三〇円

別表第一号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部精密測定機器の款平面度測定機（解析装置付き）の項中「平面度測定機（解析装置付き）」を「レーザー干渉式平面度測定機」に、「二、四九〇円」を「三、六一〇円」に改める。

別表第二号イの表繊維（ニット製品及びその原材料を除く。）に係る産業技術に関連するものの部繊維試験の款繊維の鑑定（混紡、交ねん糸布及び合成繊維糸布の類）の項、水分率試験の項、油脂分試験の項、のり分試験の項、溶剤抽出試験の項、洗浄減量試験の項及び練減り試験の項並びに同部染色試験の款熟湯堅ろう度試験の項、その他の堅ろう度試験の項、染料の種属品名鑑定（染色試験に限る。）の項及び染糸布の染料の鑑定又は検定の項を削り、同表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款ヘッドスペースサンプラー付きガスクロマトグラフによる分析の項の次に次のように加える。

原子吸光度計による分析

一元素

二、一五〇円

別表第二号イの表食品に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款高速アミノ酸分析機による分析の項の次に次のように加える。

自動注入器付き密度比重計による分析（蒸留を必要としないものに限る。）	一件	七〇〇円
自動注入器付き密度比重計による分析（蒸留を必要とするものに限る。）	一件	一、七二〇円
味認識装置による分析（甘味の分析を含まないものに限る。）	一件	一一、六一〇円
味認識装置による分析（甘味の分析を含むものに限る。）	一件	一七、一三〇円

別表第二号イの表研磨・宝飾に係る産業技術に関連するものの部機器分析の款中分光透過率試験の項を削り、分光反射率試験の項を次のように改める。

紫外可視分光光度計による測定

一スペクトル

一、八九〇円

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部強度試験の款精密万能材料試験機による試験（恒温環境試験に限る。）の項の次に次のように加える。

大型万能材料試験機による試験（一般的なもの）	一件	二、一五〇円
大型万能材料試験機による試験（特殊なもの）	一件	三、一七〇円

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部硬度試験の款シヨア硬度試験の項並びに同部化学試験・分析の款レーザーアブレーション質量分析装置による分析の項及び蛍光エックス線分析装置による定性分析の項を削り、同款蛍光エックス線分析装置による半定量分析の項中「蛍光エックス線分析装置による半定量分析」を「蛍光エックス線分析装置（R・H・S分析測定機能付き）による測定」に、「八、〇一〇円」を「五、六八〇円」に改め、同款波長分散型蛍光エックス線分析装置による半定量分析の項の次に次のように加える。

エネルギー分散型蛍光エックス線分析装置による測定	一件	二、三九〇円
--------------------------	----	--------

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款エックス線光電子分光法による表面分析（エッチングが有るものを除く。）の項及びエックス線光電子分光法による表面分析（エッチングが有るものに限る。）の項を次のように改める。

エックス線光電子分光分析装置による分析	一件	一九、三三〇円
エックス線光電子分光分析装置による分析（線、面又は深さ方向分析）	一時間	九、九六〇円

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の

款エックス線回折試験の項の次に次のように加える。

ポータブル型エックス線残留応力測定装置による測定	一件	四、六六〇円
--------------------------	----	--------

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款フーリエ変換赤外分光光度計による測定の項の次に次のように加える。

イメージング分析機能付きフーリエ変換赤外分光光度計による点分析	一件	八、四七〇円
イメージング分析機能付きフーリエ変換赤外分光光度計によるイメージング測定	一時間	八、四〇〇円
顕微付き赤外分光光度計による測定	一件	八、九一〇円

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款中赤外分光フーリエ変換分析の項を削り、鋼鉄鉄全硫黄定量分析の項の次に次のように加える。

イオンクロマトグラフによる測定	一件	四、五五〇円
-----------------	----	--------

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款ガスクロマトグラフ質量分析計による測定の項中「ガスクロマトグラフ質量分析計による測定」を「ガスクロマトグラフ質量分析計（熱分解装置）による測定」に、「二〇、二〇〇円」を「二二、二七〇円」に改め、同項の次に次のように加える。

ガスクロマトグラフ質量分析計（ヘッドスペース・オートサンプラー）による測定	一件	一九、三四〇円
---------------------------------------	----	---------

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部環境試験の款恒温恒湿槽による温湿度負荷試験の項、同部非破壊観察の款エックス線CT装置によるスキャン試験（高分解能を除く。）の項及びエックス線CT装置によるスキャン試験（高分解能に限る。）の項並びに同部電子顕微鏡試験の款電子顕微鏡（EPM）による像観

察の項、電子顕微鏡（EPM）による定性分析の項、電子顕微鏡（EPM）による面線定性分析の項及び電子顕微鏡（EPM）によるスタンダードレス定量分析の項を削り、同款電界放出型電子顕微鏡による元素分析の項の次に次のように加える。

電子プローブマイクロアナライザによる像観察	一件	七、七七〇円
電子プローブマイクロアナライザによる定性分析（波長分散型分析）	一件	一一、九七〇円
電子プローブマイクロアナライザによる面線定性分析（波長分散型分析）	三元素	一一、九七〇円
電子プローブマイクロアナライザによる定性分析（軟エックス線分析）	一件	二二、五一〇円

別表第二号イの表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部電子顕微鏡試験の款電子顕微鏡（SEM・EDS）による像観察の項中「電子顕微鏡（SEM・EDS）による像観察」を「分析機能付き電子顕微鏡による像観察」に、「四、二三〇円」を「三、九九〇円」に改め、同款電子顕微鏡（SEM・EDS）による定性分析の項中「電子顕微鏡（SEM・EDS）による定性分析」を「分析機能付き電子顕微鏡による元素分析」に、「六、三五〇円」を「四、九八〇円」に改め、同部精密測定の款非接触表面形状測定機による測定の項を削り、同款表面形状測定機による測定の項中「表面形状測定機による測定」を「白色干渉方式表面形状測定機による測定」に、「三、一三〇円」を「五、五四〇円」に改め、同款三次元座標測定機（レーザプローブ）による測定の項を削り、同款CNC三次元座標測定機による測定の項中「CNC三次元座標測定機による測定」を「高精度三次元座標測定機による測定」に、「二、一七〇円」を「一、五〇〇円」に改め、同款CNC三次元座標測定機による歯車測定の項中「CNC三次元座標測定機による歯車測定」を「高精度三次元座標測定機（非接触プローブ）による測定」に、「四、二三〇円」を「一、六九〇円」に改め、同款CNC三次元座標測定機によるスキャニング測定中の項中「CNC三次元座標測定機によるスキャニング測定」を「高精度三次元座標測定機による歯車測定」に、「三、三八〇円」を「三、九三〇円」に改め、同款平面度測定機による測定の項中「平面度測定機による測定」を「レーザ干渉式平面度測定機による測定」に、「三、三三〇円」を「三、〇一〇円」

に改める。
別表第二号口の表織物しま柄の設計調整の項を削る。
別表第二号ハの表織維（ニット製品及びその原材料を除く。）に係る産業技術に関連する試作加工の部を削る。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十五号

山梨県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

山梨県建築基準法施行条例（昭和三十六年山梨県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第六中六十六の項を六十八の項とし、六十二の項から六十五の項までを二項ずつ繰り下げ、六十一の項の次に次のように加える。

六十二 令第三百三十七条の第十二項の規定に基づく大規模の修繕等の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の大規模の修繕等認定申請手数料	二万七千円
六十三 令第三百三十七条の第十二項の規定に基づく大規模の修繕等の認定の申請に対する審査	道路内における大規模の修繕等認定申請手数料	二万七千円

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十六号

山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例を廃止する条例

山梨県公報号外 第九号 令和六年三月二十九日

山梨県指定介護療養型医療施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十二号）は、廃止する。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十七号

山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例の一部改正）
第一条 山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五百五十条の四」を「第五百五十条の五」に改める。
第二条第十七号中「指定通所支援基準条例第六十三条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第八条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定居宅介護事業所以外の」に改める。

第二十七条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第二十八条第二項中「書面を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（第六十一条第八項及び第二百二十二条第二項において「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）に」を加え、同条第三項中「居宅介護計画」を「第一項の居宅介護計画の」に改める。

第三十二条に次の一項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に

利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
第四十七条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該基準該当居宅介護事業所以外の」に改める。

第五十二条第七項中「(昭和二十二年法律第六十四号)」を削り、同条第八項中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改める。

第六十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十一条第二項中「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条中同項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議」の下に「利用者及び当該」を、「開催」の下に「、当該利用者」の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同条中同項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第六十二条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第八十一条第一項第二号及び第四項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第八十八条の二中「障害者就業・生活支援センター」の下に「(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)」を加える。

第九十六条の四第一号及び第二号中「第五百五十条の三」を「第五百五十条の四」に改める。

第一百七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
第二百二十一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
第二百二十二条第二項中「書面を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第二百二十四条中「第三十一条」の下に「、第三十二条第四項」を加える。
第二百四十四条第一項第一号及び第四項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二百五十条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。
第八章第五節中第二百五十条の四を第二百五十条の五とし、第二百五十条の三を第二百五十条の四とし、第二百五十条の二の次に次の一条を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第二百五十条の三 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第三百三十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。第二百五十一条第一号において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準条例第三百三十六条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。第二号並びに第三百五十一条第二号及び第三号において同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。第二百五十一条第二号において同じ。)を、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第三百三十五条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。第二号及び第三百五十一条第一号から第三号において同じ。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通

所りハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所りハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百五十一条中「第百七条」を「第百五十一条の三に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第百七条」に改め、同条第一号中「指定通所介護事業者等」の下に「又は指定通所りハビリテーション事業者」を、「指定通所介護等」の下に「又は指定通所りハビリテーション」を加え、同条第二号中「機能訓練室」の下に「又は指定通所りハビリテーション事業所の専用の部屋等」を、「指定通所介護」の下に「等又は指定通所りハビリテーション」を加え、同条第三号中「指定通所介護事業所等の従業者」を「指定通所介護事業所等又は指定通所りハビリテーション事業所の従業者」に改め、「当該指定通所介護事業所等」の下に「又は当該指定通所りハビリテーション事業所」を、「指定通所介護等」の下に「又は当該指定通所りハビリテーション」を加える。

第百五十一条の二の次に次の一条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）
第百五十一条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所

（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

イ 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が一以上確保されていること。

ロ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第百六十条及び第百七十三条中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。
第百九十一条中「第百四十八条」の下に「、第百八十一条第六項」を、「準用する第百九十五条第一項」との下に「、第百八十一条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百九十条第一項の工賃」とを加える。
第百九十五条中「第百四十八条」の下に「、第百八十一条第六項」を、「次条」とあるのは「第百九十五条」との下に「、第百八十一条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第百九十四条第一項の工賃」とを加える。
第百九十五条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第百九十五条の七中「過去三年間において平均一人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者」を「生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター」に改める。

第百九十五条の十四第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ サービス管理責任者が常勤である場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が六十以下 一以上
(2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ以外の場合 次の(1)又は(2)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数

(1) 利用者の数が三十以下 一以上
(2) 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

第百九十五条の十四中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この項及び次項において「指定地域相談支援基準」という。）第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。次項において同じ。）を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第十二号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

第百九十五条の十七を次のように改める。

第百九十五条の十七 削除

第百九十五条の十八の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第百九十五条の二十中「準用する次条第一項」との下に「、第六十条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百九十五条の二十において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と」を加え、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第百九十六条中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第百九十九条の二第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第百九十九条の五中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。
第百九十九条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。
第百九十九条の六の次に次の一条を加える。

（地域との連携等）
第百九十九条の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この条及び第二百二条の十において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、当該地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第二百二条の四第一項中「いう。」の下に「第四項において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定

感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第二百二条中「第七十七条」を削る。

第二百二条の二中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第二百二条の三中「又は食事」を「若しくは食事」に改め、「援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百二条の十の見出しを「（地域との連携等）」に改め、同条第二項中「前項の」の下に「協議会等における」を加え、同項を同条第七項とし、同条第一項中「日中サービスマス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況」の下に「及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果」を加え、同項を同条第六項とし、同条に第一項から第五項までとして次の五項を加える。

日中サービスマス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービスマス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービスマス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービスマス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービスマス支援型指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービスマス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービスマス支援型指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービスマス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービスマス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第二百二条の十一中「第七十七条」を削る。
第二百二条の十二中「相談その他の日常生活上の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百二条の十三中「又は食事」を「若しくは食事」に、「援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百二条の二十二中「第七十七条」を削り、「第九十九条の六」を「第九十九条の七」に改める。

第二百三条第一項中「指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第六十四条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削り、同条第二項中「指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第二百八条第一項第三号及び第二項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二百九条中「他の」の下に「職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービスマス事業所以外の事業所、施設等の」を加える。

第二百十一条第一項中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第二百十二条第一項中「第五十条の四」を「第五十条の五」に改める。

附則第三条第一項中「又は作業療法士」を「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

附則第三条の六中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第六条第一項及び第二項中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

第二章 山梨県指定障害福祉サービスマスの事業等に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針（第六十二条の二）

第二節 人員に関する基準（第六十二条）

第三節 設備に関する基準（第六十二条）

第四節 運営に関する基準（第六十二条）

第十章 就労移行支援

の五)
の六一第六十二条の九)

に改める。

第二条第三号中「第五条第二十三項」を「第五条第二十四項」に改める。

第五条第一項中「及び第八章」を「、第八章、第九章及び第十章」に改める。

第九章の次に次の一章を加える。

第九章の二 就労選択支援

第一節 基本方針

第六十二条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六十二条の三 指定就労選択支援の事業を行う者(第六十二条の六から第六十二条の八までにおいて「指定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この項及び第三項において「指定就労選択支援事業所」という。)に置くべき就労選択支援員(指定就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。同項において同じ。)の数は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(準用)

第六十二条の四 第五十三条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第六十二条の五 第八十四条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第六十二条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第六十二条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理(以下この条及び次条第一項において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十二条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資

源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第六十二条の九 第十一条から第二十二條まで、第二十五條、第三十條、第三十五條の二、第三十七條の二から第四十三條まで、第六十條、第六十三條、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十七條、第七十八條(第二項第一号を除く。)、第八十七條、第八十八條、第八十九條から第九十五條まで、第四百七十七條及び第五十八條の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十一條第一項中「第三十三條」とあるのは「第六十二條の九において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第六十二條の九において準用する第四百七十七條第一項」とあるのは「第六十二條の九において準用する第四百七十七條第二項」と、第六十條第一項中「次條第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十八條第二項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第六十二條の九において準用する第二十一條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第六十二條の九において準用する第九十一條」と、同項第四号から第六号までの規定中「次條」とあるのは「第六十二條の九」と、第九十二條中「第九十五條第一項」と、第六十八條の二第一項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第七十二條の次に次の一條を加える。
(就労選択支援に関する情報提供)
第七十二條の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。
第八十六條中「及び第四百八十八條」を、「第四百八十八條及び第七十二條の二」に改める。
第九十一條及び第九十五條中「第四百八十八條」の下に、「第七十二條の二」を加える。

第三条 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「、医療型児童発達支援(同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）」の事業」を削り、「同条第四項」を「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改める。

第十六条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十七条第二項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）」又は指定障害児相談支援(児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）」を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議(」の下に「利用者及び当該」を、「開催」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同条中同項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
第十八條に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三十九條第一項第三号及び第四項並びに第五十二條第一項第二号及び第四項中「又は作業療法士」を、「作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第五十四條第一項中「第六十四條第一項」を「第六十一條の二」に改める。
第五十五條及び第六十條中「同条第八項」を「同条第九項」に改める。
第六十一條の次に次の一條を加える。

(規模)

(山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部改正)

第六十一条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」とい

う。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第六十二条中「就労移行支援の事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）を「就労移行支援事業所」に改める。

第六十三条第一項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が就労移行支援事業所を「就労移行支援事業所」に改める。

第六十九条中「第三十八条まで」を「第三十六条まで、第三十八条」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、「第三十七条ただし書及び」を削る。

第八十八条第一項中「指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第六十三条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

附則第三条第一項中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第四条 山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例の一部を次のように改

正する。

目次中「第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六条―第六十条）」を

「第五章 第五十条の 第五章の

自立訓練（生活訓練）（第五十六条―第六十条）」

に改める。

二 就労選択支援（第六十条の二―第六十条の八）」

第三条第一項中「次章から」の下に「第五章まで及び第六章から」を加える。

第十七条第八項中「指定計画相談支援をいう。」の下に「第六十八条の二において同じ。」を、「行う者」の下に「（第六十条の六第三項及び第四項において「指定特

定相談支援事業者等」と総称する。）」を加える。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 就労選択支援

（基本方針）

第六十条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第六十条の三 就労選択支援の事業を行う者（第六十条の五から第六十条の七までに

おいて「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条において「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第六十条の四 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

一 管理者 一

二 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。第四項において同じ。） 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

2 前項第二号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所その他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第一項第二号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（実施主体）

第六十条の五 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

（評価及び整理の実施）

第六十条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この条及び次条第一項において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもつて、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援

事業者は、次項の規定による会議の開催、アクセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アクセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を召集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アクセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十条の七 就労選択支援事業者は、アクセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第六十条の八 第八条、第九条(第二項第一号を除く。)、第十三条から第十六条まで、第十九条、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の二まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十一条、第四十三条、第四十四条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条の八において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第六十八条の次に次の一条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第六十八条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十四条中「及び第五十三条」を「、第五十三条及び第六十八条の二」に改める。

第八十七条中「第五十三条」の下に「、第六十八条の二」を加える。

(山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第六条第一項第一号及び第二号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第二十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二十八条第二項中「次項、第四項及び第八項」を「以下この条及び第二十九条の三第二項」に、「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつに改め、「ならない」の下に「。この場合において、サービス管理責任者は、第二十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者(第六項及び第二十九条の三において「地域移行等意向確認担当者」という。)が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする」を加え、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同条中同項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当

該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議（）」の下に「利用者及び当該」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、「第五十一条第二項第一号、第五十四条第三項第一号及び第六十条の二第一号において」を「以下」に改め、同条中同項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十九条の次に次の二条を加える。
（地域との連携等）
第二十九条の二 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この項及び次項において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、当該地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 指定障害者支援施設等は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置

として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第二十九条の三 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第二十八条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第五十二条第一項中「次条」を「第四項及び次条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第五十九条を次のように改める。
第五十九条 削除

（山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、

利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。第二十条の三第一項において同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第十一條第一項第一号及び第二号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第十八條中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第十九條第二項中「次項、第四項及び第八項」を「以下この条及び第二十条の三第二項に、「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、「ならない」の下に「。この場合において、サービス管理責任者は、第二十条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（第六項及び第二十条の三において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする」を加え、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「会議（」の下に「利用者及び当該」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、「（第三十九条第二項第一号、第四十一条第三項第一号及び第四十五条の二第一号において）」を「以下」に改め、同条中同項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場

合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二十条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二十条の次に次の二条を加える。

（地域との連携等）

第二十条の二 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下この項及び次項において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。この場合において、当該地域連携推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 障害者支援施設は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第二十条の三 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実

施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第十九条第六項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第四十条第一項中「いう。」の下に「第四項において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条及び第四条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（以下この条において「新指定障害福祉サービス条例」という。）第百九十九条の七（新指定障害福祉サービス条例第二百二条の二十二において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第二百二条の十の規定の適用については、新指定障害福祉サービス条例第百九十九条の七第二項及び第三項並びに第二百二条の十第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めな

ければ」と、新指定障害福祉サービス条例第百九十九条の七第四項及び第二百二条の十第四項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

2 施行日から令和七年三月三十一日までの間、第五条の規定による改正後の山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例（次項において「新指定障害者支援施設条例」という。）第二十九条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、同条第四項中「公表しなければならない」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

3 施行日から令和八年三月三十一日までの間、新指定障害者支援施設条例第二十九条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければならない」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければならない」とする。

4 施行日から令和七年三月三十一日までの間、第六条の規定による改正後の山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例（次項において「新障害者支援施設条例」という。）第二十条の二の規定の適用については、同条第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければならない」と、同条第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければならない」とする。

5 施行日から令和八年三月三十一日までの間、新障害者支援施設条例第二十条の三の規定の適用については、同条第一項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければならない」と、同条第二項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければならない」とする。

山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十八号

山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

第一条 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

をいう。第三十四条第一項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)に改める。
第三十四条第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第二條 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正

(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第八條第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十七條第一項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第二百七十六條第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第三條 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正

(山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五十條の二第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第二十六條第一項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第二百六十六條第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第四條 山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例の一部改正

(山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六條第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することが

できない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十五條第一項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。
第五十五條第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第五條 山梨県介護老人保健施設に関する基準等を定める条例の一部改正

(山梨県介護老人保健施設に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六十一號)の一部を次のように改正する。
第七條第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十七條第一項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第五十七條第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第六條 山梨県介護医療院に関する基準等を定める条例の一部改正

(山梨県介護医療院に関する基準等を定める条例の一部改正)

第八條第二項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十八條第一項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。
第五十八條第一項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

第七條 山梨県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

(山梨県無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第十四條第七項第二号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの

をいう。)に係る記録媒体をいう。)に改める。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例等ここに公布する。

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第二十九号

例 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

「第三章 医療型児童発達支援

第一節 基本方針(第六十三条)

目次中 第二節 人員に関する基準(第六十四条・第六十五条) を「第三章

第三節 設備に関する基準(第六十六条)

第四節 運営に関する基準(第六十七条―第七十二条)」

削除」に改める。

第二条第一号中「第六条の二の二第九項」を「第六条の二の二第八項」に改め、同条第二号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第五号中「第六十八条第二項第二号」を「第二十五条第二項第三号」に改め、同条第十号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第十三号中「第六十三条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第三条ただし書中「第六条の二の二第三項」を「第六条の二の二第二項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第五条(見出しを含む。)中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第六条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)」に改める。

第七条第二項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第八条第四項及び第五項を削り、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項

を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 前二項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する診療所として必要とされる従業者を置かなければならない。

第八条第六項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項第一号」を削り、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第一項から第五項まで(第一項第一号を除く。)」を「第一項(第一号を除く。)、第二項及び第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

8 第三項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第八条第九項中「前項」を「前二項」に改める。

第九条ただし書中「同一敷地内にある他の」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第十一条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第十二条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「以下この項において同じ。」を削り、「及び便所」を「、便所及び静養室」に改め、同項ただし書及び同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。
2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第十二条第四項中「前項」を「第二項」に改め、「場合は」の下に「、第二項に掲げる設備を除き」を加える。

第十三条中「にあつては」を「(児童発達支援センターであるものを除く。)」にあっては」に改める。

第二十五条第二項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第一号に規定する食事療養をいう。）を除く。第三十七条において同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第二十五条第四項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第二十六条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二十七条第一項中「障害児通所給付費の支給」を「障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「障害児通所給付費の額」を「障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第二十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第一項中「次条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第五項中「前項の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自らによる評価（次項において「自己評価」という。）」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（第一号及び第五号並びに同項において「保護者」という。）による評価（同項において「保護者評価」という。）」に改め、同条中同項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。次項及び第六項並びに次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第二十八条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十八条の次に次の二条を加える。

第二十八条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他

の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第二十八条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第二十九条第二項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第四項中「課題、」の下に「第二十八条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第七項中「通所給付決定保護者」の下に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第三十条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第三十二条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十七条中「特例障害児通所給付費」の下に「又は肢体不自由児通所医療費」を加える。

第四十一条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第四十二条の二第三項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第四十四条中「指定児童発達支援事業者は」を「指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は」に改める。

第五十一条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十八条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第三章を次のように改める。

第三章 削除

第六十三条から第七十二条まで 削除

第七十三条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第七十六条第一項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第二項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第八十一条第一項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第二項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第八十二条の三第二項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「動作の指導、知識技能の付与」を「動作及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「対して訓練等」を「対して支援」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第八十二条の九中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に、「第二十九条から」を「第二十八条の二、第二十九条から」に、「第四十九条、第五十一条、第五十二条」を「第四十九条から第五十二条まで」に、「第五十四条から第五十六条まで及び第七十一条の二」を「及び第五十四条から第五十六条まで」に改め、「居宅訪問型児童発達支援計画」の下に「と、第二十九条第四項中「第二十八条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第二十八条第四項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第五十条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」を加える。

第九十条中「第四項及び第五項」を「第四項」に改め、「除く。」の下に「、第二十八条の三」を加え、「第四十九条、第五十一条、第五十二条」を「第四十九条から第五十二条まで」に改め、「第七十一条の二」を削り、「保育所等訪問支援計画」との下に「、第二十八条第六項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第五号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第七項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第二十九条第四項中「第二十八条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第五項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」とを、「体制」との下に「、第五十条第一項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」を加える。

第九十一条中「第三項及び第六項」を「第四項及び第五項」に改め、「第六十四条」を削り、「第四項中」を「第三項中」に、「同項第一号中「指定児童発達支援」

とあるのは「指定通所支援」と、同条第五項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「同条第七項」を「同条第六項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に、「第六十四条第一項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、並びに同条第二項及び第三項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」を「同条第八項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」に改める。

第九十三条第一項中「第六十七条」を削り、同条第二項中「第六十七条」、「指定医療型児童発達支援」及び「指定医療型児童発達支援の事業」を削り、同条第三項及び第四項中「第六十七条」を削り、同条第五項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第九十四条第一項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「第七十二条」を削り、同条第二項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第二条 山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第十一章 医療型児童発達支援センター（第八十六条―第八十九条）」を「第十一章 削除

に、「第十五章 雑則（第百十二条）」を「第十五章 里親支援センター（第百十二条―第百十七条）」に改める。

「第十五章 雑則（第百十二条）」を「第十五章 里親支援センター（第百十二条―第百十七条）」に改める。

「第十五章 雑則（第百十二条）」を「第十五章 里親支援センター（第百十二条―第百十七条）」に改める。

第二条中「指導」の下に「又は支援」を加える。

第六条の三第一項及び第十五条第一項中「及び児童家庭支援センター」を「児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第十六条及び第二十九条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第三十二条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第三十四条中「児童家庭支援センター」の下に「、里親支援センター」を加える。

第三十七条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第四十条中「ついて」の下に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ

意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第四十三条中「児童家庭支援センター」の下に、「里親支援センター」を加える。

第四十八条第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十八条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第六十二条中「ついで」の下に、「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第六十五条中「児童家庭支援センター」の下に、「里親支援センター」を加える。

第六十六条第三号イ及び第四号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第五号中「肢体不自由」の下に「（法第六条の二の二第二項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）」を加え、同号イ中「訓練室及び屋外訓練場」を「支援室及び屋外遊戯場」に改める。

第六十七条第一項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第十四項中「心理指導」を「心理支援」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第十五項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第七十五条第一号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第七十六条第六項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第十章の章名中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第八十条中「福祉型児童発達支援センターの設備」を「児童発達支援センターの設備」に、「次のとおり」を「発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を設けること」に、「当該福祉型児童発達支援センター」を「当該児童発達支援センター」に改め、「第六号の」を削り、同項各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第一項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 発達支援室の一室の定員は、これをおおむね十人とし、その面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。

二 遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

第八十一条第一項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同項第三号から第五号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第四項から第九項までを削り、同条第十項中「第八十七条第二項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第八十二条及び第八十三条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 削除

第八十五条を次のように改める。

第八十五条 削除

（心理学的及び精神医学的診査）

第八十五条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第十一章を次のように改める。

第十一章 削除

第八十六条から第八十九条まで 削除

第九十二条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第九十四条中「ついで」の下に、「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第九十七条中「児童家庭支援センター」の下に、「里親支援センター」を加える。

第百条第一項中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二条」を「こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六条」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第百四条中「ついで」の下に、「年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第百七条中「児童家庭支援センター」の下に、「里親支援センター」を加える。

第十五章中第一百二十二条を第百十八条とし、同章を第十六章とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 里親支援センター

(設備の基準)

第一百二十二条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第三項第三号において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

(職員)

第一百十三条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童(法第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第二号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則第一条の十に規定する養育者等をいう。第三項第二号、第四項第二号及び第一百一条の四第四号において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親等への支援の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第一百十四条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第十四条第四項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

一 法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者

二 里親として五年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に五年以上従事した者であつて、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

三 知事が前二号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第一百十五条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第二十七条第一項第三号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第一百十六条 里親支援センターは、自らその行う法第四十四条の三第一項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第一百七十七条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

(山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十四条の二十四第二項」を「第二十四条の二十四第三項」に改める。

第五条中「いう。」の下に「及び障害児(十五歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(第三項並びに第二十三条の第二項及び第三項並びに第四十八条において「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(第二十二條第一項、第二十三條の二及び第五十三條第二項第一号において「移行支援計画」という。)」を加え、同条第三項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(第四十八条において「障害福祉サービス」という。)」を「障害福祉サービス」に改める。

第六条第一項第二号口中「第六条の二の二第三項」を「第六条の二の二第二項」に改め、同条第二項中「心理指導」を「心理支援」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第三項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第七条第四項第二号及び第三号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第四号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第十九条第四項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第二十二條第一項中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加え、同条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第二十三條第二項中「この条」の下に「及び次条」を加え、「行い、」を「行うと

ともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第五項中「当たっては」の下に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加える。

第二十三條の次に次の一条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第二十三條の二 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第三項及び第五項から第七項までの規定は、第二項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第三項、第五項から第七項まで及び第九項並びに第二項及び第三項の規定は、第四項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第二十四條第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条に次の一項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第二十七條(見出しを含む。)中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第三十三條中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第四十一條第一項中「次条」を「第四項及び次条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第四十八条第一項中「第五条第十八項」を「第五条第十九項」に改める。

第五十三条第二項第一号中「入所支援計画」の下に「及び移行支援計画」を加える。

第五十四条第一項第三号中「心理指導」を「心理支援」に改める。
第五十五条第一項第二号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第三項第二号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条中山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例第五十一条の改正規定及び第三条中山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例第四十八条第一項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）附則第四条第一項の規定により一部改正法第二条の規定による改正後の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。次条、附則第七条及び附則第八条において「新児童福祉法」という。）第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、第一条の規定による改正後の山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援条例」という。）第八十条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることことができる。

第三条 一部改正法附則第四条第一項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援条例第十

二条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることことができる。

第四条 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（次条において「旧指定通所支援条例」という。）第八条第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援条例第八号及び第十三条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることことができる。

第五条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援条例第八号第四項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第五項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援条例第十二条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることことができる。

第六条 新指定通所支援条例第二十八条の二（新指定通所支援条例第五十六条の五、第六十条、第七十九条、第七十九条の二、第八十二条及び第八十二条の九において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間、新指定通所支援条例第二十八条の二中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

第七条 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第二条の規定による改正後の山梨県児童福祉施設に関する基準等を定める条例（以下「新児童福祉施設条例」という。）第八十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることことができる。

第八条 一部改正法附則第十一条の規定により新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設条例第八十一条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることことができる。

第九条 この条例の施行の際現に設置している第二条の規定による改正前の山梨県児童福祉施設に関する基準等を定める条例（次条において「旧児童福祉施設条例」という。）第八十条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例第八十条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることことができる。

第十条 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設条例第八十条第一号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第二

号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設条例第八十一条の規定にかかわらず、令和九年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十号

山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第五十八号)の一部を次のように改正する。

第六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十三条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第三十三条第一項中「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十一条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十三条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第四十三条ただし書及び第四十九条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十三条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第五十七条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十三条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第六十条ただし書及び第百条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六十四条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第百十一条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第百四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第百十四条中「同項第三号」を「同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第五号」に改める。

第百三十二条ただし書及び第百四十八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百五十四条第四項中「(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。)」を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第百六十五条の次に次の一条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第百六十五条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業

所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第百七十三条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第百七十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第百八十三条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百八十九条第一項第一号中「次号」を「第三号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「(前号に該当するものを除く)」を除く。

(「及び入院患者」を削り、同項中同号を第三号とし、第五号を第四号とする、
「及び入院患者」を削り、同項中同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第百九十条第一項第二号を削り、同項第三号中「(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)」を削り、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、同項第五号中「第二百六条第一項第五号及び第二百四十四条第三号」を「第二百四十四条第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に改める。

第百九十一条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成二十三年政令第三百七十五号)第一条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)」を削る。

第百九十三条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

第百九十一条第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」及び「又は老人性認知症疾患療養病棟」を削る。

第百九十三条中「及び第百六十五条」を「、第百六十五条及び第百六十五条の二」に改める。

第百六条第一項中「ユニット型指定短期入所療養介護」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)」を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「に規定する設備」を「から第四項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

- 一 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
- 二 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。
 - イ ユニットは、次のとおりとする。
 - (1) 病室は、次のとおりとする。

- (i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
- (ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
- (iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
- (iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 共同生活室は、次のとおりとする。
 - (i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (iii) 必要な設備及び備品を備えること。
 - (3) 洗面設備は、次のとおりとする。
 - (i) 次のいずれかを満たすこと。
 - (イ) 病室ごとに設けること。
 - (ロ) 共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - (ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - (4) 便所は、次のとおりとする。
 - (i) 次のいずれかを満たすこと。
 - (イ) 病室ごとに設けること。
 - (ロ) 共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - (ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
 - 口 廊下幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
 - ハ 機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。
 - ニ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

- 三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。
 - 一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。
 - 二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならぬ。
 - イ ユニットは、次のとおりとする。
 - (1) 病室は、次のとおりとする。
 - (i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
 - (ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
 - (iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
 - (iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 共同生活室は、次のとおりとする。
 - (i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

- (iii) 必要な設備及び備品を備えること。
- (3) 洗面設備は、次のとおりとする。
 - (i) 次のいずれかを満たすこと。
 - (イ) 病室ごとに設けること。
 - (ロ) 共同生活室ごとに適当な数を設けること。
- (4) 便所は、次のとおりとする。
 - (i) 次のいずれかを満たすこと。
 - (イ) 病室ごとに設けること。
 - (ロ) 共同生活室ごとに適当な数を設けること。
- (ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- ロ 廊下幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。
- ハ 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。
- ニ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
- 三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。
- 五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。
- 4 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有することとする。
- 第二百八条中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。
 - 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことが

- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
- に実施すること。
- 第二百十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
 - 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に
 - 係る研修を受講するよう努めなければならない。
 - 第二百十四条中第二号を削り、第三号を第二号とする。
 - 第二百十七条に次の一項を加える。
 - 9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第
 - 二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」と
 - する。
- 一 第二百三十六条において準用する第六十五条の二に規定する委員会におい
- て、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため
- の取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施
- を定期的に確認していること。
- イ 利用者の安全及びケアの質の確保
- ロ 特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
- ハ 緊急時の体制整備
- ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介
- 護機器」という。）の定期的な点検
- ホ 特定施設従業者に対する研修
- 二 介護機器を複数種類活用していること。
- 三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、
- 特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- 四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組に
- よる介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められるこ
- と。
- 第二百八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。
- 第二百二十七条の次に次の一条を加える。
 - (口腔衛生の管理)
 - 第二百二十七条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の
 - 保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整
 - 備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百三十三条第一項中「いう。」の下に「以下この条において同じ。」を加え、同条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第二百三十六条中「及び第百五十八条」を、「第百五十八条及び第百六十五条の二」に改める。

第二百四十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百四十九条第一項中「介護保険法施行令」の下に「（平成十年政令第四百十二号）」を加える。

第二百五十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百五十四条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百五十四条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第八条第十二項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十三項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（次条第五項、第二百七十二條第二号及び第五号並びに第二百七十三條第五項において「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百五十五条第一項中「内容」の下に「、その実施状況の把握（第五項から第七項までにおいて「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、「第二百六十一条第一号」を「第二百六十一条第二項第一号」に改め、同条中第六項を第八項とし、同条第五項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同条中同項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第二百六十条第一項中「重要事項」の下に「（次項及び第三項において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならぬ。

第二百六十一条第二項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十四条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十七条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百七十二条中第四号を第八号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

六 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

七 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百七十二条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百七十三条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第二百七十四条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五十二条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部を次のよ

うに改正する。

第六十五条第一項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十一条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第七十七条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十一条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十条第三項中「に規定する人員」を「から第三項までに規定する人員」に、「第一項」を「前三項」に改め、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

三 指定訪問リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十一号。第百三十六条第四項及び第百九十条第一項第一号において「介護老人保健施設条例」という。）第四条又は山梨県介護医療院に関する基準を定める条例（平成三十年山梨県条例第二十八号。第百三十六条第四項及び第百九十条第一項第四号において「介護医療院条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十四条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第八十五条第五項中「第四項」を「第五項」に改め、同条中同項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならぬ。

第八十七条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十四条第一項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

五 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十四条第二項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十四条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十六条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十四条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第三百三十六条第四項中「第三項」を「第四項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同条中同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定通所リハビリテーション事業所が法第七十二条第一項の規定により法第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設条例第四条又は介護医療院条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第三百三十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第四百零六条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同条中同項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第四百四十四条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第三百三十九条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十条第一項第一号中「山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十一号）」を「介護老人保健施設条例」に改め、同項第四号中「山梨県介護医療院に関する基準を定める条例（平成三十年山梨県条例第二十八号）」を「介護医療院条例」に改める。

（山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部改正）
第三条 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第五十四条の四第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、

「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第五十五条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十八条第四号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第五十八条中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第六十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第八十六条第一号中「第二条」を「第二条第二項」に改め、「担当職員」の下に「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を、「等という。」の下に「第二百五十号第四号及び第二百六十四号第三号において同じ。」を加える。

第三百三十条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三百三十六条第一項中「（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることができるとき、この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第三百三十九条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に

「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第百四十条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入

所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第百五十七条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第百六十七条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第百七十三条第一項第二号を削り、同項第三号中「（前号に該当するものを除く。）」を削り、同号を同項第二号とし、同項第四号中「前二号」を「前号」に改め、「及び入院患者」を削り、同項中同号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第百七十四条第一項第二号を削り、同項第三号中「（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）」を削り、同項中同号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「第九十一条第一項第五号及び第九十五条第三号」を「第九十五条第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第二項中「前項第三号及び第四号」を「前項第二号及び第三号」に、「前項」を「同項」に改める。

第百七十五条中「、診療所」を「又は診療所」に改め、「又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成二十三年政令第三百七十五号）第一条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）」を削る。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることができるとき、この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的

に実施すること。

第三百三十九条第二項中「第二条」を「第二条第一項」に改め、「担当職員」の下に

「及び同条第二項に規定する介護支援専門員」を加える。

第百四十条の次に次の一条を加える。

に実施すること。

第七十九條第二号中「若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」を「又は診療所」に、「又は老人性認知症疾患療養病棟に係る」を「に係る」に改める。

第八十一条中「及び第四百十條」を「、第四百十條及び第四百十條の二」に改める。

第九十一条第一項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護」に、「次のとおり」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に限るものに限る。）を有すること」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「に規定する設備」を「から第四項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同条中同項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

イ ユニットは、次のとおりとする。

(1) 病室は、次のとおりとする。

(i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。

(ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

(iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

(iv) プザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室は、次のとおりとする。

(i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの

利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(iii) 必要な設備及び備品を備えること。

(3) 洗面設備は、次のとおりとする。

(i) 次のいずれかを満たすこと。

(イ) 病室ごとに設けること。

(ロ) 共同生活室ごとに適当な数を設けること。

(ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(4) 便所は、次のとおりとする。

(i) 次のいずれかを満たすこと。

(イ) 病室ごとに設けること。

(ロ) 共同生活室ごとに適当な数を設けること。

(ii) プザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

ロ 廊下幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

3 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次に掲げる設備を有することとする。

一 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、ユニット及び浴室を有しなければならない。

二 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業

所のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならぬ。

イ ユニットは、次のとおりとする。

- (1) 病室は、次のとおりとする。
 - (i) 一の病室の定員は、一人とすること。ただし、利用者への指定介護予防短期入所療養介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができること。
 - (ii) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用者の定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。
 - (iii) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(i)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。
 - (iv) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (2) 共同生活室は、次のとおりとする。
- (i) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
 - (ii) 一の共同生活室の床面積は、二平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用者の定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
 - (iii) 必要な設備及び備品を備えること。
- (3) 洗面設備は、次のとおりとする。
- (i) 次のいずれかを満たすこと。
 - (イ) 病室ごとに設けること。
 - (ロ) 共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - (ii) 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- (4) 便所は、次のとおりとする。
- (i) 次のいずれかを満たすこと。
 - (イ) 病室ごとに設けること。
 - (ロ) 共同生活室ごとに適当な数を設けること。
 - (ii) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。
- ロ 廊下幅は、一・八メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、二・七

メートル以上とすること。

ハ 機能訓練室は、機能訓練を行うために十分な広さを有し、必要な器械及び器具を備えること。

ニ 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

三 前号ロからニまでに掲げる設備は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

四 第二号イ(2)の共同生活室は、医療法施行規則第二十一条の四において準用する同令第二十一条第三号に規定する食堂とみなす。

五 前各号に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けることとする。

4 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有することとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設等の管理に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第九百九十五条第二号を削り、同条中第三号を第二号とする。

第二百三条に次の一項を加える。

9 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第一項第二号イ及び第二項第二号イの規定の適用については、これらの規定中「一」とあるのは、「〇・九」とする。

一 第二百七条において準用する第四十条の二に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

イ 利用者の安全及びケアの質の確保

ロ 介護予防特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ハ 緊急時の体制整備

ニ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器(次号において「介護機器」という。)の定期的な点検

ホ 介護予防特定施設従業者に対する研修

二 介護機器を複数種類活用していること。

三 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、介護予防特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

四 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組により介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第二百四十四条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百四十条の次に次の一条を加える。

(口腔衛生の管理)

第二百四十条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二百四十四条第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の

医療機関に入院した後、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第二百四十七条中「及び第百三十九条の二」を「、第百三十九条の二及び第百四十条の二」に改める。

第二百二十八条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百三十八条第一項中「介護保険法施行令」の下に「（平成十年政令第四百十二号）」を加える。

第二百三十九条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百四十六条第一項中「重要事項」の下に「（次項及び第三項において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第二百四十七条第二項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百五十条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百五十条中第七号を第十号とし、第六号を第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

八 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百五十条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法第八条の第二十項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第十一項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（次条第五項、第二百六十四条第三号及び第六号並びに第二百六十五条第五項において「対象福祉用具」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要

な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百五十一条第一項中「期間」の下に、「介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期」を加え、同条第五項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（次項及び第七項において「及び」という。）を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第二百五十三条中「第三号から第五号」を「第四号から第六号」に改める。

第二百五十六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二百六十一条第二項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百六十四条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百六十四条中第五号を第九号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

七 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

八 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百六十四条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うものとする。

第二百六十五条に次の一項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、指定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第四条 山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第九十五条第一項第四号及び第五号」を「第九十五条第一項第六号及び第七号」に改める。

第六十五条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第七十三条第二項第三号中「第七十六条第十一号」を「第七十六条第十三号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十六条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第七十六条第十五号中「及び第十号から第十四号」を「第九号及び第十二号から前号」に、「第八十六条第九号」を「第八十六条第十二号」に改め、同条中同条第十七号とし、同条第十四号中「第十二号」を「第十四号」に改め、同条中同条第十六号とし、第八号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

九 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第七十七条第四項中「前条第十五号」を「前条第十七号」に改める。

第七十九条第三項中「に規定する人員」を「から第三項までに規定する人員」に、「第一項」を「前三項」に改め、同条中同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十一条。第百十七条第四項及び第百七十四条第一項第一号において「介護老人保健施設条例」という。）第四条又は山梨県介護医療院に関する基準を定める条例（平成三

十年山梨県条例第二十八号。第百七十七条第四項及び第百七十四条第一項第四号において「介護医療院条例」という。）第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十三条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第八十六条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第八十六条第一号中「第百二十五条第六号」を「第百二十五条第七号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項第十四号中「第十二号」を「第十五号」に改め、同条中同号を第十七号とし、第十三号を第十六号とし、第十二号を第十五号とし、同条第十一号中「第十二号」を「第十六号」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十号中「第六号」を「第八号」に改め、同条中同号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第八十六条中第七号を第八号とし、同条第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同条中同号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第九十二条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十五条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第九十五条第一項中第七号を第九号とし、第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号中「前号」を「第二号」に改め、同項中同号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用

者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十五条第二項中第七号を第九号とし、第三号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十五条第三項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

四 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第九十七条第四項中「第三項」を「第四項」に、「前三項」を「前各項」に改め、同条中同項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第百十五条の十一の規定により準用される法第七十二条第一項の規定により法第五十三条第一項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、介護老人保健施設条例第四条又は介護医療院条例第四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第二百二十二条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百五条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第二百五条第十三号中「第十一号」を「第十四号」に改め、同条中同号を第十六号とし、第九号から第十二号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他

の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

十一 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第二百二十五条中第七号を第八号とし、同条第六号中「第五号」を「第六号」に改め、同条中同号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第七百七十四条第一項第一号中「山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十一号）」を「介護老人保健施設条例」に改め、同条第四号中「山梨県介護医療院に関する基準を定める条例（平成三十年山梨県条例第二十八号）」を「介護医療院条例」に改める。

第五号 山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項第三号中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改め、同項第五号中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改め、「同条第三項の」を削る。

第十一条第四項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十七条第一項中「次条」を「以下この条及び次条第一項」に改め、同条中第二項を第七項とし、第一項の次に次の五項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該軽費老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 軽費老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第二十八条第一項中「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

附則第六条第五項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第六号 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第五号中「第十項」の下に「並びに第二十五条第一項第一号」を加え、同条第五項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第二十五条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（当該養護老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下この条において同じ。）（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第二十五条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。

（山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

第十一条に次の二項を加える。

8 特別養護老人ホーム（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の特別養護老人ホームに限る。以下この条において同じ。）に山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十八号。次項及び第四十五条第十二項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第四百七十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号）第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項並びに第四十五条において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護

事業所等の医師については、当該特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

9 特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項並びに第四十五条第十二項及び第十四項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。第四十五条第十二項及び第十四項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五條第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、これらの併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第二十二條の二中「医師」の下に「及び協力医療機関（当該特別養護老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下この条及び第二十七条において同じ。）の協力を得て、当該医師及び協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十三條第二項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。
第二十七條の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

特別養護老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 二 当該特別養護老人ホームからの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
 - 第二十七条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。
 - 2 特別養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
 - 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに入所させることができるように努めなければならない。
- 第二章第三十一条の二の次に次の一条を加える。
- （入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）
- 第三十一条の三** 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 第四十条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
- 第四十二条中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。
- 第四十五条第十一項中「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十八号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（次項及び第十三項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）を「指定短期入所生活介護事業所等」に改め、同条第十二項中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項及び第十四項において「指定地域密着型サービス基準」という。）を「指定地域密着型型サービス基準」に改める。
- 「指定地域密着型サービス基準」に、「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。第十四項において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）を「指定地域密着型介護予防サービス基準」に改める。
- 第四十八条中「、第三十一条及び第三十一条の二」を「及び第三十一条から第三十一条の三まで」に、「から第三十一条の二」を「から第三十一条の三」に改める。
- 第五十二条中「、第三十一条の二」を「から第三十一条の三まで」に、「第三十一条の二まで」を「第三十一条の三まで」に改める。
- （山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例の一部改正）
- 第八条** 山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十号）の一部を次のように改正する。
- 第四条に次の三項を加える。
- 11 指定介護老人福祉施設（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第二項の規定により公示された過疎地域に所在し、かつ、入所定員が三十人の指定介護老人福祉施設に限る。以下この条において同じ。）に山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十八号。次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第百四十七条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十九号）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下この項及び次項において「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併

設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該指定介護老人福祉施設の医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 指定介護老人福祉施設に指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この項及び次項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所、指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 指定介護老人福祉施設に指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定介護老人福祉施設の介護支援専門員については、当該併設される事業所の介護支援専門員により当該指定介護老人福祉施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

第二十四条の二中「医師」の下に「及び協力医療機関（当該指定介護老人福祉施設との間で、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。以下同じ。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第二十五条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十三条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項を次のように改める。

指定介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十三条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護老人福祉施設に係る指定を行った知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三十四条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

ばならない。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四十条の三

指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第九条 (山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例の一部改正)

山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項第三号中「又は介護支援専門員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。)」を削る。

第十九条第一項中「第三十四条第一項の協力病院」を「協力医療機関(当該介護老人保健施設との間で、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。第三十四条及び第三十五条において同じ。)」に改める。

第二十六条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十三条第二項第一号中「又は」を「及び」に改める。

第三十四条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。)を定めなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体

制を、常時確保していること。

二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十四条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る許可を行った知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三十五条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四十条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四十条の三

介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員

の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十四条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(山梨県介護医療院に関する基準を定める条例の一部改正)

第十条 山梨県介護医療院に関する基準を定める条例(平成三十年山梨県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第十三条第五項」の下に、「第三十五条第一項第一号」を加える。

第二十条第一項中「第三十五条第一項の協力病院」を「協力医療機関(当該介護医療院との間で、入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。第三十五条及び第三十六条において同じ。)」に改める。

第二十七条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第三十五条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第三十五条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護医療院に係る許可を行った知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成

十年法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第三十六条第一項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の下に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。第四十一条の二の次に次の一条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第四十一条の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十五条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第十一条 山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(令和三年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条及び第三条を次のように改める。
(虐待の防止に係る経過措置)

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和九年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等条例」という。）第三条第三項（新居宅サービス等条例第九十条第一項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第三十九条の二（新居宅サービス等条例第九十七条において準用する場合に限る。）並びに第五条の規定による改正後の山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等条例第八十八条第一項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）及び第五十条の十の二（新介護予防サービス等条例第九十二条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じないように努めなければ」とし、新居宅サービス等条例第九十五条及び新介護予防サービス等条例第九十一条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

第三条 施行日から令和九年三月三十一日までの間、新居宅サービス等条例第三十一条の二（新居宅サービス等条例第九十七条において準用する場合に限る。）及び新介護予防サービス等条例第五十四条の二の二（新介護予防サービス等条例第九十三条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条及び第四条の規定 令和六年六月一日
- 二 第一条中山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例第三十三条の改正規定及び同条例第二百六十条の改正規定、第三条中山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例第五十四条の四の改正規定及び同条例第二百四十六条の改正規定、第五条中山梨県軽費老人ホームに関する基準を定める条例第二十八条の改正規定、第八条中山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準

等を定める条例第三十四条の改正規定、第九条中山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例第三十五条の改正規定並びに第十条中山梨県介護医療院に関する基準を定める条例第三十六条の改正規定 令和七年四月一日

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第二条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和七年三月三十一日までの間は、第一条の規定による改正後の山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（以下「新居宅サービス等条例」という。）第五百五十四条第六項（新居宅サービス等条例第八十条の三及び第八十七条において準用する場合を含む。）、第七十三号第八項、第九十三号第六項及び第二百八条第八項並びに第三条の規定による改正後の山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（以下「新介護予防サービス等条例」という。）第三百三十六号第三項（新介護予防サービス等条例第五十九条、第六十四号の三及び第七十一条において準用する場合を含む。）及び第七十七号第三項（新介護予防サービス等条例第九十六条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第三条 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等条例第六十五条の二（新居宅サービス等条例第八十条、第八十七号の三、第八十七号、第二百三十三号（新居宅サービス等条例第二百十五号において準用する場合を含む。）及び第二百三十六号において準用する場合を含む。）、新介護予防サービス等条例第四百零二条の二（新介護予防サービス等条例第五十九条、第六十四号の三、第七十一条、第八十一条（新介護予防サービス等条例第九十六条において準用する場合を含む。）及び第二百十七号において準用する場合を含む。）、第七号の規定による改正後の山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例（以下この条及び附則第五条において「新指定介護老人福祉施設条例」という。）、第九号の規定による改正後の山梨県介護老人保健施設に関する基準を定める条例（以下この条及び附則第五条において「新介護老人保健施設条例」という。）、第四十条の三（新介護老人保健施設条例第五十六条において準用する場合を含む。）及び第十条の規定による改正後の山梨県介護医療院に関する基準を定める条例

(以下この条及び附則第五条において「新介護医療院条例」という。)第四十一条の三(新介護医療院条例第五十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

第四条 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等条例第二百一十七条の二及び新介護予防サービス等条例第二百十条の二の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(協力医療機関との連携に関する経過措置)

第五条 施行日から令和九年三月三十一日までの間は、第六条の規定による改正後の山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例第二十五条第一項、新特別養護老人ホーム条例第二十七条第一項(新特別養護老人ホーム条例第四十二条、第四十八条及び第五十二条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第三十三条第一項(新指定介護老人福祉施設条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設条例第三十四条第一項(新介護老人保健施設条例第五十六条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院条例第三十五条第一項(新介護医療院条例第五十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「定めなければ」とあるのは、「定めるよう努めなければ」とする。

山梨県副知事の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十一号

山梨県副知事の定数条例の一部を改正する条例

山梨県副知事の定数条例(平成十九年山梨県条例第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「一人」を「二人」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

山梨県地域における介護及び医療の提供体制の確保に関する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十二号

山梨県地域における介護及び医療の提供体制の確保に関する条例

県民が住み慣れた地域で暮らししていくためには、地域の介護及び医療の基盤が必要である。

しかしながら、我が国では、世界に類を見ない急速なペースで人口減少・少子高齢化が進行する中、地域の介護及び医療を取り巻く状況は厳しく、県民が地域において、自宅や施設などで介護及び医療を安心して受けることができる生活を維持するためには、県、県民、市町村、介護事業者、医療機関その他の関係者が一体となって地域の介護及び医療を守っていかなければならない。

そのためには、地域の介護及び医療の利用者、その家族と介護事業者及び医療機関等相互の理解と信頼関係の構築及び相互に敬意感謝する気持ちの醸成、介護事業者、医療機関その他の関係者の連携の推進とともに介護従事者及び医療従事者等(以下「介護従事者等」という。)の確保及び定着を図る必要がある。

ここに、将来にわたって県民が安心して地域で介護及び医療を受けることができる体制を確保するため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、本県の地域における介護及び医療の提供体制を確保し、地域における良好な介護及び医療の提供体制の下での県民の生活の向上を推進するための基本理念、県、介護事業者及び医療機関等が果たすべき責務並びに県民の役割について定めることにより、県民が住み慣れた地域で安心して暮らすための基盤である地域における介護及び医療を受けることができる体制を確保することを目的とする。

(基本理念)

第二条 地域における介護及び医療は、県民が地域で安心して生活を営む上で欠かすことのできないものであることに鑑み、県、県民、市町村、介護事業者、医療機関その他の関係者が一体となり、その持続可能な体制を確保しなければならない。

2 県民の生活は、県民自らが健康の維持増進に努めつつ、自らの意思決定に基づき、地域における介護及び医療を適切に受けることができるものでなくてはならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市町村と連携して、県民に対して良質かつ適切な介護及び医療の提供体制を確保するための施策を推進する責務を有するものとする。

(介護事業者及び医療機関等の責務)

第四条 介護事業者及び医療機関等は、基本理念にのっとり、良質かつ適切な介護及び医療を提供するため、利用者、患者及びその家族の立場を尊重し、信頼関係の構築に努めなければならない。

2 介護事業者及び医療機関等は、介護従事者等が安心して働ける良好な勤務環境を保持するため、当該介護従事者等の確保に努めなければならない。

3 介護事業者及び医療機関等は、相互に連携しつつ、県との連携を図るよう努めなければならない。

(県民の役割)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、地域における介護及び医療の提供体制を確保するため、介護従事者等が県民の生命、健康及び生活に欠かせないことを理解し、当該介護従事者等が安心して従事することができるよう、信頼関係の構築に努めなければならない。

2 県民は、自らの健康の維持増進に努めるとともに、適切な介護及び医療の利用に努めなければならない。

(介護事業者、医療機関その他の関係者との連携)

第六条 県は、県民に住み慣れた地域において良質かつ適切な介護及び医療を切れ目なく効率的に提供するため、介護事業者、医療機関その他の関係者との連携に努めるところとする。

(介護従事者等の確保及び資質の向上)

第七条 県は、介護事業者、医療機関その他の関係者と連携を図り、地域の特性その他の事情に応じて、多様な人材の確保及び資質の向上に努めるところとする。

(情報提供及び相談体制の充実強化)

第八条 県は、介護事業者、医療機関その他の関係者と連携を図り、地域において介護及び医療の提供を受ける者が介護事業者、医療機関その他の関係者の機能に応じ適切に利用できるよう、必要な情報の提供及び相談体制の充実強化に努めるところとする。

(県民の理解の増進)

第九条 県は、地域における介護及び医療の提供体制の確保に関し、県民の関心を高め、その理解と協力を得られるよう、介護事業者、医療機関その他の関係者と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるところとする。

一 普及啓発

二 学校、地域、家庭その他のあらゆる機会を利用した地域における介護及び医療に関する理解を深めるための学びの推進

三 地域における介護及び医療の仕事の働きがいに対する社会的認知の更なる向上
(財政上の措置)

第十条 県は、地域における介護及び医療の提供体制の確保のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるところとする。
(委任)

第十一条 この条例の施行に關し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第三十三号

山梨県議会委員会条例の一部を改正する条例

山梨県議会委員会条例（昭和三十一年山梨県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号(五)中「男女共同参画・共生社会推進統括官」を「多様性社会・人材活躍推進局」に改め、同号中(四)を(五)とし、(五)から(九)までを(四)から(八)までとし、(十)の次に次のように加える。

(五) 労働委員会に関する事項

第二条第三号(一)中「産業労働部」を「産業政策部」に改め、同号中(四)を削り、(五)を(四)とし、(六)を(五)とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれの委員会に付託されている案件でこの条例の施行の日以降その所管が異なることとなる案件は、この条例による改正後の山梨県議会委員会条例第二条の規定によりそれぞれ所管の委員会に付託された案件とみなす。